

# 安威川ダム自然環境保全マスタープラン(案)に対する 府民意見要旨及び大阪府の見解

## 1. 募集要項

### 安威川ダム自然環境保全マスタープラン(案)に対する意見・提言の募集について

大阪府では茨木市生保・大門寺・安威地先に計画している安威川ダムの建設にあたり、平成 8 年度に『安威川総合開発事業に係る環境影響評価』の手続きを終え、自然環境保全のための調査、検討を進めてきたところです。

更に、各分野ごとに個別に検討した自然環境保全対策の整合を図り、総合的な自然環境保全対策の基本方針(マスタープラン)や実施計画を策定するため、平成 14 年度より、各専門分野の有識者で構成される『安威川ダム自然環境保全対策検討委員会』を設置し、自然環境保全対策の基本方針(マスタープラン)策定に係るご提言をいただきました。

つきましては、『安威川ダム自然環境保全マスタープラン』策定にあたり、「安威川ダム自然環境保全マスタープラン(案)」について、皆様からのご意見・ご提言を募集します。

#### ご意見・ご提言の取り扱い

- ・ 提出いただいたご意見・ご提言を考慮して安威川ダム自然環境マスタープラン(案)を策定します。
- ・ 提出いただいたご意見・ご提言の概要と、それに対する大阪府の考え方などについて、ホームページ等により一定期間公表いたします。
- ・ 意見、ご提言の募集は、「安威川ダム自然環境保全マスタープラン(案)」の具体的な意見等を収集することを目的としています。賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどについては、府の考え方を示せない場合があります。

## 2. 意見の募集

### (1) 募集期間

平成 17 年 6 月 21 日(火)～平成 17 年 7 月 4 日(月)の 14 日間

### (2) 意見提出方法

#### 1) 安威川ダム自然環境保全マスタープラン(案)閲覧場所のご意見箱への投稿

マスタープラン(案)の閲覧ならびにご意見箱の設置個所

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| a.大阪府安威川ダム建設事務所  | b.大阪府安威川ダム情報交流センター   |
| c.大阪府土木部河川室ダム砂防課 | d.大阪府三島府民センター 1 階ロビー |
| e.茨木市役所 南館 1 階受付 | f.大阪府府政情報センター(閲覧のみ)  |

#### 2) 大阪府安威川ダム建設事務所への Fax

#### 3) ホームページからのメールによる投稿

## 3. 募集結果

### 1) 件数 :25 件

内訳 個人意見 20 件

団体意見 5 件

### 2) 意見提出方法による分類

・ご意見箱によるもの: 6 件(茨木市役所 3 件、安威川ダム建設事務所 1 件、  
安威川ダム情報交流センター 2 件)

・Fax によるもの :10 件

・メールによるもの : 9 件

### 3) 回答者の属性

	性別			年代						
	男性	女性	計	20代	30代	40代	50代	60代	無回答	計
件数	18	7	25	1	2	2	6	9	5	25
構成比(%)	72.0	28.0	100.0	4.0	8.0	8.0	24.0	36.0	20.0	100.0

)団体の場合、記入者の性別、年代とした。

#### 4. 府民意見まとめ

同様の趣旨の意見をまとめ、分類すると、下表の通りです(1個人もしくは1団体で複数の意見を出された場合もあるため、意見の数は件数を超える)。

安威川ダム自然環境保全マスタープラン(案)に対する府民意見のまとめ

大項目	中項目	意見数
A. マスタープラン案の内容・修正について		6
B. 環境保全対策について	B-1 環境保全対策全般について	3
	B-2 具体の保全対策について	4
	B-3 オオサンショウウオの保全対策について	5
	計	12
C. ダム建設に否定的なもの	C-1 治水効果について	3
	C-2 治水対策代替案について	7
	C-3 利水について	2
	C-4 環境保全全般について	3
	C-5 ダム建設による環境変化について	7
	C-6 安全性について	2
	C-7 その他	3
	計	27
D. ダムの規模・形式について		3
E. ダム完成後の活用・維持管理について	E-1 ダムのライフサイクルについて	5
	E-2 ダム完成後の周辺活用について	2
	計	7
F. その他		6
意見総数		61

## 5.大阪府の見解

註: 本資料では「府の見解」について、安威川ダム自然環境保全対策検討委員会(以下、「当委員会」とします)からの提言を受けての、安威川ダム自然環境保全マスタープラン(以下、「本マスタープラン」とします)の検討にあたって、審議対象に該当するもののみ記載しています。

なお、本マスタープラン検討にあたっての審議対象外とした意見についても、後日ホームページ等で回答いたします。

	意見要旨 ( )内は意見番号	府の見解
A マ ス タ ー   プ ラ ン の 内 容 ・ 修 正 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>オオサンショウウオの保護対策はきわめて重要であるが、マスタープラン(案)には具体的な施策はまったく触れられていない。具体策を明らかにしてほしい。(5-8)</li> </ul>	<p>A1 本マスタープランは、ダム建設を前提として自然環境への影響及び保全対策検討時の基本的な考え方を示したものです。具体的な個別対策については、本マスタープランの趣旨を踏まえ、事業の進捗に応じて明らかにして参ります。</p> <p>A2 A1の趣旨を本マスタープランに記載いたします。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「抜本的な治水対策としてのダム」について。計画を越える超過洪水が起きればダムの治水効果は激減し、甚大な影響を及ぼしかねない。また安威川ダムの場合、ダムによる内水被害軽減効果は小さい。従って、ダムができて超過洪水、内水被害について効果は低いことを周知徹底することが必要である。(22-53)</li> </ul>	<p>A3 治水計画の検討については、別途大阪府河川整備委員会にて審議いただいています。治水計画については本マスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。</p> <p>A4 超過洪水発生時のダムの治水効果やダムによる内水被害の軽減効果については本マスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。</p> <p>A5 住民の皆さんに、水害発生時の想定浸水深や避難場所などを周知するための洪水ハザードマップを市町村単位で作成しているところですのでご確認ください。</p> <p>A6 ダムニュースやホームページを通じて、ダムの治水効果や自然環境保全対策の検討状況をお知らせしたり、質問に対して回答したりするなど、ソフト対策による対応の充実を図って参ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ダム建設の影響を可能な限り軽減・・・」、「安心して住みやすい自然環境豊かな流域…」といった実現できないことを書くべきでない。成功事例は極希であり、当事者はこのような甘い認識ではない。現実を直視した文章とすべきである。(22-54)</li> </ul>	<p>A1 本マスタープランは、ダム建設を前提として自然環境への影響及び保全対策検討時の基本的な考え方を示したものです。具体的な個別対策については、本マスタープランの趣旨を踏まえ、事業の進捗に応じて明らかにして参ります。</p> <p>A7 本マスタープランで掲げた項目を実践することは、困難であることを承知しておりますが、ダムによる影響を極力軽減することを目標に事業を進める(努力する)ことが重要であると認識しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本目標、実施方針は一般論であり、どこのダムでもあてはまる。現実には10年後20年後、別の展開になっている。富栄養化の防止など、実際には効果を挙げる具体策は全国をみてもない。よい対策がないにも関わらずなんでも解決するよう思わせるのは罪である。(22-55)</li> </ul>	<p>A1 本マスタープランは、ダム建設を前提として自然環境への影響及び保全対策検討時の基本的な考え方を示したものです。具体的な個別対策については、本マスタープランの趣旨を踏まえ、事業の進捗に応じて明らかにして参ります。</p> <p>A8 個別の具体的な対策の検討時には、全国のダムの事例や最新の技術・知見をもとに解決策を見出せるよう取り組んでいきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの記述はあるが、実現の担保がないのでそれをいずれの項目にも入れてほしい。また上下流の分断による水生生物のマイナス影響、下流への土砂移動遮断による対策が欠落している。(22-56)</li> </ul>	<p>A1 本マスタープランは、ダム建設を前提として自然環境への影響及び保全対策検討時の基本的な考え方を示したものです。具体的な個別対策については、本マスタープランの趣旨を踏まえ、事業の進捗に応じて明らかにして参ります。</p> <p>A8 個別の具体的な対策の検討時には、全国のダムの事例や最新の技術・知見をもとに解決策を見出せるよう取り組んでいきます。</p> <p>A9 今後、具体的な個別対策を実施するだけでなく、モニタリングや事後評価の実施など持続的な環境保全対策を推進していきます。</p> <p>A10 上下流の分断による水生生物へのマイナス影響については本マスタープラン(案)5 ページ、「動植物相の変化」で、「ダム湖の出現により～動物の移動経路や植物の分布域に影響が及びます」と記述しており、ご指摘の趣旨はそこに含まれると考えられます。</p> <p>A11 土砂移動遮断による下流への影響については同 5 ページ、「水質・河川環境への影響」で、土砂移動に関してダム湖上流端付近での堆砂による生態系、景観、親水性への影響が考えられます」と記述しておりますが、下流への土砂移動量低下による影響の記述が欠落しておりましたので追加いたします。なお、資料編の 2 ページには、下流への土砂移動量低下による影響と今後の課題についてとしてこの旨を記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>安威川ダム建設の意義と失う環境の検討がなされていない。マスタープランを作り直してほしい。最善のマスタープランはダムをつくらないことである。(23-57)</li> </ul>	<p>A12 安威川ダムの建設の意義については、別途大阪府河川整備委員会等にて審議いただいております。本マスタープランでは、ダム建設を前提として自然環境への影響及び保全対策検討時の基本的な考え方を示すこととしました。なお、ダム建設の意義についての府の見解は別途ホームページ等で回答します。また、安威川ダム事業予定地周辺の環境の現況把握及び事業による影響の評価については平成 8 年に完了した環境影響評価手続き時に検討しております。更に、今回、本マスタープランの策定にあたり、P4、P5 及び【資料】の P1 に記載したとおり、改めて環境の現況および事業による影響の検討を行いました。具体的な個別対策については本マスタープランの趣旨を踏まえ、事業の進捗に応じて明らかにして参ります。</p>

意見要旨 ( )内は意見番号		府の見解	
B 環 境 保 全 対 策 に つ い て	B-1	<p>・ 広大な地域の開発であり、珍しく、数少ない動植物を絶やさないう保護又は移動を望む。絶滅になったら罪を犯すことになる。そのようなことのないように十分調査してダム工事にとりかかってほしい。(2-4)</p>	A13 資料編の3ページに現在の保全対策の取り組み状況について記載しており、工事着手前には工事区域の動植物調査を行ってから工事にとりかかります。調査により発見されたオオバクサフジやオグルマは移植などを行っています。
	対 策 全 般	<p>・ このプランを読んで、安威川ダム周辺の様子が分かりました。ダムを作ることへの環境や社会的影響の変化に合わせた自然環境の対策をお願いします。(6-14)</p>	A14 本マスタープラン(案)6ページの「自然環境保全対策実施にあたって留意すべき考え方」の1.3)に「社会情勢の変化に応じた柔軟な検討・対策の実施」を記載しており、個別の対策検討時には状況に応じた対策を検討して参ります。
	に つ い て	<p>・ 人の手が入った現在を自然というのならダムができることも自然の一部である。動植物のためにダム計画を大幅に変更するのは本末転倒である。(4-7)</p>	A15 ダム建設を前提とした上で、周辺の自然環境への影響を可能な限り軽減できるような保全対策を実施することはダム事業者の責任と考えております。
	B-2	<p>・ ヒメボタルの環境保全について ダム建設付け替え道路工事により、安威バス停周辺のヒメボタル生息地は復活できないダメージを受けたと認識する。専門家による生息状況の確認、ダム関連工事の影響範囲内での環境保護、保全を強く希望する。(17-32)</p>	<p>A16 本マスタープラン5ページにダム事業(ダム本体や付替道路、ダム湖の出現)によりその場にある自然環境が消失することを、6ページに消失した自然環境は回復できないものであり、保全対策として周辺の自然環境を回避・低減・代償の観点から進めることを記載しています。</p> <p>A17 ヒメボタル生息地への影響については、ご指摘のとおりです。今後当該地の具体的な整備着手時には、可能な限りの対応を検討いたします。</p>
	具 体 の 環 境 保 全 対 策 に つ い て	<p>・ 桑原残土処分地について 桑原扇状地は安威川と河岸段丘にはさまれ、貴重な自然の宝庫であるが、住宅建設残土埋め立て等で回復できないダメージを受けた。早急に土砂を取り除き、2年前のものと姿に復元するよう要望する。(17-33)</p>	A18 桑原残土処分地には、ダム関連工事(代替地造成や付替道路工事など)の発生土砂を埋め立てており、段階的な施工を行うことにより、急激な改変を避けながら、圃場整備を行い、将来は田畑に戻します。
		<p>・ 安威川の魚について ムギツクの移転を行うとあるが、納得できない。アユも元々は大阪湾から龍仙峡まで遡上できたものと思う。往来可能な堰をつくり、魚が自然に移住できるようにしてほしい。(17-34)</p>	<p>A19 ムギツクについては、保全対策の一環で支流の佐保川において生息環境が確保できるかどうか検討しているところです。</p> <p>A20 魚類の遡上を阻害している落差工(取水堰や床止工など)の改善は、河川全体で実施すべき長期的な課題と考えております。</p>
		<p>・ 下音羽川渓谷の環境保全について 下音羽渓谷は多くの貴重種が存在するサンクチュアリであり、ロック材運搬路で破壊されることはあってはならないと考える。(17-35)</p>	A21 下音羽川流域について、豊かな自然環境を有した非常に貴重なものであり、現事業計画における原石山及びロック材運搬路が与える影響が非常に大きいことは認識しており、当委員会のこれまでの検討過程でも、その旨委員会より指摘を受けて参りました。こうした経緯等を踏まえ、今後、原石山候補地及びロック材運搬路が与える影響を可能な限り小さくするための具体策について検討して参ります。

B-3 オ オ サ ン シ ヨ ウ ウ オ の 保 全 対 策 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>安威川の特異な状況 最上流部に採石場があり、また下流は市街地となっているため、生息域が限られており、その計画地が本計画により生息不可能となるため、特別の配慮が必要である。(5-9)</li> </ul>	A22 ダム事業により生息域に影響を及ぼすため、代償措置として新たな移動先を整備するなど、専門家の意見を聞きながら対応を検討して参ります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本種の人為的移動 考えられる移動先は上流部の支流、下音羽川と下流の支流佐保川、またはダム直下ぐらいである。(5-10)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の保護 本種の大部分は工事中に発見されることが多く、ダム本体着工の折りには十分な配慮、対策が必要となる。(5-11)</li> </ul>	A23 工着手前には十分な調査を行い、工事中に発見された場合には、保護をして、専門家の意見を聞きながら対応を検討いたします。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>下音羽川 本種の生息に配慮し、ロック材運搬路のルートには河川工事はしない対策が必要となる。(5-12)</li> </ul>	A21 下音羽川流域について、豊かな自然環境を有した非常に貴重なものであり、現事業計画における原石山及びロック材運搬路の与える影響が非常に大きいことは認識しており、当委員会のこれまでの検討過程でも、その旨委員より指摘を受けて参りました。こうした経緯等を踏まえ、今後、原石山候補地及びロック材運搬路が与える影響を可能な限り小さくするための具体策について検討して参ります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>採石場 現在の採石場からロック材を確保し、工事終了後に閉鎖すれば環境破壊、水質悪化もなくなり一石二鳥である。(5-13)</li> </ul>	A24 原石山の確保については、一時的に大量の石材を必要とするため、既存の採石場を利用するとこれにより市場への石材供給が低下し他事業への影響が生じるため、ダム事業においては事業者みずから原石山を確保する事が原則となっております。原石山候補地の選定にあたっては、ダムサイト周辺の候補地を比較検討して絞り込んでいますが、現在の事業計画で原石山候補地及びロック材運搬路が計画されている下音羽川流域については、豊かな自然環境を有した非常に貴重なものであることは認識しております。そのため、原石山候補地及びロック材運搬路が与える環境への影響を可能な限り小さくする具体策について検討して参ります。	

意見要旨 ( )内は意見番号		府の見解
C 安 威 川 ダ ム 建 設 に 否 定 的 な も の	C-1 治 水 効 果 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダムの治水効果に疑問がある。数十パーセントの効果しかなく、またダムができて浸水するならばダムは無駄である。(7-15)</li> <li>・ 巨額を投入しても洪水低減効果はたかだか 16%減にすぎない。(10-23)</li> </ul>
	い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先日配布された福井豪雨との比較は世論誘導的であり、持山の保全を行ってきた林業家へのいわれなき中傷である。(8-16)</li> </ul>
	C-2 治 水 代 替 案 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安威川の堤防による治水対策は十分である。(15-28)</li> <li>・ 基本高水量を見直し、河川と下水道が連携した都市型水害防御計画の策定を。また流域全体を視野に入れ、森林整備や土砂流出防止、市街地雨水貯留機能の強化など総合治水の推進を。(20-47)</li> <li>・ ダム建設をするよりも森林の手入れにより保水効果を高める方が重要である。(15-29)</li> <li>・ 自然を生かした「緑のダム」で抜本的な治水対策を講じるのが自然の道理である。(17-36)</li> <li>・ 破堤しない堤防化が治水政策の転換方向になっている。(9-19)</li> <li>・ 流域洪水調節用安威川堰を設け堤防強化と河床しゅんせつを同時進行させ、緑のダムと合わせ治水対策とする。(17-37)</li> <li>・ 自然に影響のあるダムはできるかぎり建設しないで他の方法を選択するべき。(11-24)</li> </ul>
		<p>A3 治水計画の検討については、別途大阪府河川整備委員会にて審議いただいています。治水計画については本マスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。</p> <p>A25 ダムの治水効果については本マスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。</p> <p>A26 ダムニュース Vol.12 では、計画降雨を上回る雨(福井豪雨も該当する)がいつ降るかもしれませんので、もしそのような雨が降った場合、どのような浸水被害が生じるのかをお知らせして、流域の皆様の危機意識を高めることも目標としています。</p> <p>A27 本マスタープラン(案)4 ページの「水質・河川環境」のところで、「里山の管理が行き届かなくなっている」などの記述をしておりますが、あくまで安威川流域での現状を示すための記述であり、指摘のあるような持山の保全を行ってきた林業家を中傷する意図はございません。</p> <p>A3 治水計画の検討については、別途大阪府河川整備委員会にて審議いただいています。治水計画については本マスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。</p>

意見要旨 ( )内は意見番号		府の見解
C-3 利 水 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水需要は減少しており、これ以上の水源確保は不要である。(10-22)</li> <li>・ 水需要は低下し、水源は工業用水の振替などで十分に足りている。(9-18)</li> </ul>	A28 利水計画の検討については、別途大阪府水道部経営事業部等評価委員会にて審議いただきました。審議の結果についてはホームページ等でお知らせしています。当意見については本マスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。
C-4 環 境 保 全 般 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然を大切にしてほしい。ダムを造らなければマスタープランは必要ない。(1-3)</li> <li>・ 安威川ダムを建設しないことが自然環境保全の全てである。(20-46)</li> <li>・ 安威川ダム建設を中止することが最善の環境保全策である。(23-59)</li> </ul>	<p>A1 本マスタープランは、ダム建設を前提として自然環境への影響及び保全対策検討時の基本的な考え方を示したものです。具体的な個別対策については、本マスタープランの趣旨を踏まえ、事業の進捗に応じて明らかにして参ります。</p> <p>A3 治水計画の検討については、別途大阪府河川整備委員会にて審議いただいています。治水計画については本マスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。</p>
C-5 ダ ム 建 設 に よ る 環 境 変 化 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水域の分断、水温、水質、流況の変化、生態的な単純化、裸地・乾燥化による生物相の単純化が進むが、これらは元に戻すことはできない。(9-17)</li> <li>・ 人間がどんなに手を尽くしても自然の力にはかなわない。(12-25)</li> <li>・ 一度こわした自然はもとにはもどらない。(13-26)</li> <li>・ 貴重な自然にこれ以上手を入れないでほしい。(14-27)</li> <li>・ 現存する里山景観は大きく変貌し、また強度の人工的攪乱を受け人工裸地化する。(19-44)</li> <li>・ 当該地区では変化に富んだ立地環境や土地利用により多様な生物相が生育・生息できる環境が整っているが、ダム建設工事により、これらの生物相を回復することはできなくなる。またこの地区は竜王山のバッファとしての機能が著しく損なう。(19-45)</li> <li>・ 安威川ダムの建設が自然の生態系に不可逆的な負荷を与えることは明白である。(19-43)</li> </ul>	<p>A1 本マスタープランは、ダム建設を前提として自然環境への影響及び保全対策検討時の基本的な考え方を示したものです。具体的な個別対策については、本マスタープランの趣旨を踏まえ、事業の進捗に応じて明らかにして参ります。</p> <p>A16 本マスタープラン5ページにダム事業(ダム本体や付替道路、ダム湖の出現)によりその場にある自然環境が消失することを、6ページに消失した自然環境は回復できないものであり、保全対策として周辺の自然環境を回避・低減・代償の観点から進めることを記載しています。</p> <p>A29 ダム建設予定地周辺は府内でも貴重な自然環境が保全されていること、また人工的には回復することのできないものであることは認識しております。今後ともいただいたご意見などを踏まえ今後の個別対策の検討・実施にあたっては、回避・低減・代償の観点から取り組みます。</p>

意見要旨 ( )内は意見番号		府の見解
C-6 安 全 性 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨木市には多くの活断層が通っており、地震が発生したときの安全性は?(1-1)</li> <li>・ ダムサイトが地震断層の密集地帯であり、安全性への未知数を抱えている。(9-21)</li> </ul>	A30 ダムの安全性については本マスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。
C-7 そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世論調査結果ではダム不要論が大幅に増えている。(9-20)</li> <li>・ 必要ないものにお金をかけてほしくない。(21-48)</li> <li>・ 余野川ダム、大戸川ダムなど国交省は建設中止を決めたが、安威川ダムのみ固執することは説明がつかない。(16-30)</li> </ul>	<p>A1 本マスタープランは、ダム建設を前提として自然環境への影響及び保全対策検討時の基本的な考え方を示したものです。具体的な個別対策については、本マスタープランの趣旨を踏まえ、事業の進捗に応じて明らかにして参ります。</p> <p>A3 治水計画の検討については、別途大阪府河川整備委員会にて審議いただいています。治水計画については本マスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。</p>

	意見要旨 ( )内は意見番号	府の見解
D ダム の 規 模 ・ 形 式 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フィルダムでは耐震性はなく、京都府の国営日吉ダムはロックフィルダムが最終設計変更で耐震性の重力式ダムになっている。(1-2)</li> </ul>	<p>A30 ダムの安全性については本マスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安威川ダムの目的である河川の維持流量及び利水については不要であり、ダムの目的からはずし、それに見合った規模に縮小すべきである。(22-49)</li> <li>・ 河川維持流量確保についてはダム建設によるマイナスの方が大きく、既得用水安定化についても湧水時に大きな支障が出ておらず、これらはダムの目的からはずし、ダムの規模を縮小すべきである。(22-50)</li> </ul>	<p>A28 利水計画の検討については、別途大阪府水道部経営事業部等評価委員会にて審議いただきました。審議の結果についてはホームページ等でお知らせしています。当ご意見については本マスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。</p> <p>A31 湧水時には河川から流れが途切れる「瀬枯れ」が起こることがあり、水生生物に重大な影響を与えることがあります。平成6年の湧水時には国道171号上流付近で(ダムニュース vol.4に掲載)、平成12年度の湧水時には千歳橋付近で(ダムニュース vol.8に掲載)、それぞれ「瀬枯れ」が確認されています。ダムを建設して維持流量を貯留することにより、湧水時の水生生物への影響を軽減することができるようになります。</p> <p>A32 既得用水については本マスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利水については実質不要であると断を下すことが当委員会の役割であり、これに見合うダムの規模を縮小すべきである。(22-51)</li> </ul>	<p>A28 利水計画の検討については、別途大阪府水道部経営事業部等評価委員会にて審議いただきました。審議の結果についてはホームページ等でお知らせしています。当ご意見については本マスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。</p>

意見要旨 ( )内は意見番号		府の見解
E ダ ム 完 成 後 の 活 用 ・ 維 持 管 理 に つ い て	E-1 ダ ム の ラ イ フ サ イ ク ル に つ い て	<p>・ 仮にダムが必要とした場合、「持続的開発」という点でどのような考慮がなされているのか?(18-38)</p> <p>・ ダムの寿命を何年と考えているのか?ダムの堆砂の除去方法及び延命方法、延命方法についての環境影響は評価されているのか?(18-39)</p> <p>・ 時代の変化により将来ダムの役目が終了する際のダム撤去費用に関する技術的検討や費用は見積もられていないのでは?(18-40)</p> <p>・ ダムの建設時だけでなく運用、復元を含めたアセスメントが必要だが、この資料からは検討されているようには思えない。(18-41)</p> <p>・ ダムには寿命があるが、それを復元する技術と費用に関する検討が不十分と思う。(18-42)</p>
い て	E-2 ダ ム 完 成 後 の 周 辺 活 用 に つ い て	<p>A33 ダムの堆砂容量には 100 年間分が見込まれていますが、ダムの堆砂の除去方法及び延命方法については、ダム完成後の定期的な堆砂状況の観測結果から、検討することが一般的です。これは、ダム湖だけでなく、河川の維持管理においても同様です。</p> <p>A34 想定以上に堆砂が進み、対応に苦慮しているダムがあるのも事実ですが、堆砂が予想以上に進んできた場合には、適切な時期に堆積土砂を除去する等の対策を講じ、ダム機能の保全を図ります。</p> <p>A35 ライフサイクルコスト等の検討についてはマスタープラン検討にあたっての審議対象外であることから、当意見に対する府の見解は別途ホームページ等で回答します。</p> <p>A36 ダム湖周辺の管理・活用の方法については、住民、関係機関との連携のもとに望ましいあり方について検討していきたいと考えております。</p>

	意見要旨 ( )内は意見番号	府の見解
F そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスタープランをもう少し PR し、一般の人々にも広く知らせるようにしたらどうか。(3-5)</li> </ul>	<p>A6 ダムニュースやホームページを通じて、ダムの治水効果や自然環境保全対策の検討状況をお知らせしたり、質問に対して回答したりするなど、ソフト対策による対応の充実を図って参ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全はわかるが、この間にどんなに費用がかかっているか、明記されていない。資金はいくらでもあるのか?(3-6)</li> </ul>	<p>A37 これまで、環境影響評価に伴う調査や、その後の動植物の現況調査などを実施しています。費用についても一定の限界がありますが、今後、具体的な対策についての検討が必要と考えています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントとして2週間はあまりに短く、これで府民に内容が周知されるのか疑問である。(16-31)</li> <li>通常府が実施しているパブリックコメントは1ヶ月間の募集をしているが、なぜこの件だけ2週間なのか。もっと多くの自然団体、NPO等にプランを示し、多方面からの意見を十分に聴取されるのが本来あるべき姿と考える。(23-58)</li> </ul>	<p>A38 本マスタープラン(案)に関する意見募集については、府内での意見公募期間規定に準じて設定しました。なお、2週間の公募期間については河川整備検討委員会などでの意見縦覧期間などを参考に設定いたしました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての検討の前に2点(維持流量をダムの目的からはずし、ダムの規模を縮小する 利水の不要分を踏まえダムの規模を縮小する)は「委員会」として立場を明確にして頂きたい。(22-52)</li> </ul>	<p>A39 安威川ダム自然環境保全対策検討委員会は、ダム建設を前提として、ダム建設に伴う自然環境への影響を可能な限り軽減できる手法について提言を行うことが、その役割となっております。</p>